

サンプル1 近代太郎さんの全部事項証明書(最新の戸籍)

全部事項証明	
本籍 氏名	大阪市北区梅田8丁目8番8号 近代太郎
戸籍事項 戸籍改製 ①	【改製日】平成20年2月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和29年2月9日 【配偶者区分】夫 【父】近代松夫 【母】近代竹子 【続柄】長男
身分事項 ②	
死亡	【死亡日】令和3年4月1日 【死亡時分】午前4時40分 【死亡地】大阪府吹田市 【届出日】令和3年4月2日 【届出人】妻
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和33年3月30日 【配偶者区分】妻 ③ 【父】山田亀吉 【母】山田ツル 【続柄】二女

①平成20年2月2日に編製(改製原戸籍から改製)された戸籍であることがわかる

②除籍・死亡・死亡日の記載で、近代太郎が令和3年4月1日に死亡した事実が確認できる

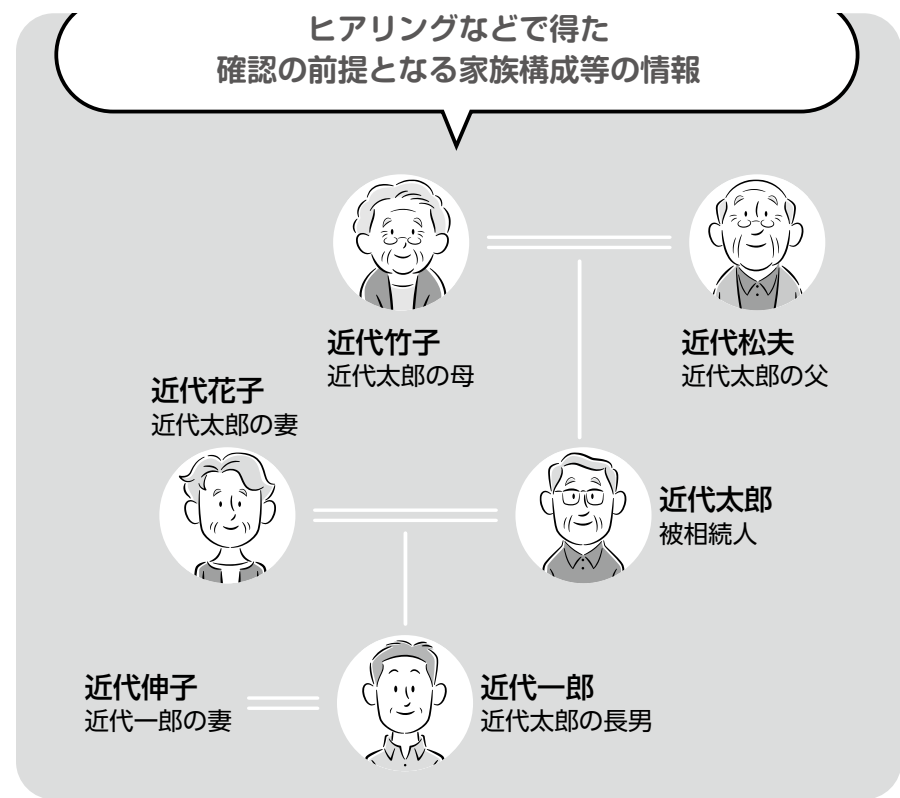
③配偶者区分の記載から、近代花子が近代太郎の相続人として確定できる

# こんな戸籍はどう見ればいい——!?

## 法定相続人特定の進め方&確認時の注意点

ケース別

確認が必要な戸籍サンプルを基に、ケース別で相続人特定の流れを解説します。



CASE 1 「配偶者」「結婚した子」がいるケース  
被相続人に

戸籍」であって、「平成20年2月2日から、本戸籍謄本の発行日までの戸籍」を証明するものであることを示しています。

戸籍の筆頭者は「夫」である太郎さんです。②身分事項に「除籍」および「死亡」の記載があり、「太郎さんは令和3年4月1日に死亡した」ことが確認できました。

戸籍の筆頭者が死亡したとしても、その戸籍に在籍する人がいる限りは、その戸籍謄本は閉鎖(＝除籍謄本となること)されません。この戸籍においては、妻・花子さんの存在を確認することができました。

ここで民法上の相続人の規定を確認しておきましょう。被相続人である太郎さんの相続人ですが、「配偶者」は常に相続人となりませんので、③戸籍で妻＝配偶者であることを確認することができた花子さんについて、相続人として特定することができました。

次に、サンプル1の戸籍の「1つ前の戸籍」に遡ります。

相続 続預金の名義変更・払戻し手続きにおいては、「相続届」に記載された相続人が正当な相続人であるかを確認するために、原則として次の書類を取得する必要があります。

- ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
- ・相続人の現在の戸籍謄本

それでは、まず被相続人の死亡の事実が記載されている全部事項証明書＝戸籍謄本(サンプル1)を確認しましょう。

全部事項証明書で相続人である配偶者を確認

①戸籍事項欄を見ると「平成6年法務省令(中略)による改製」とあり、改製日は「平成20年2月2日」となっています。この戸籍謄本は「コンピュータ化後の戸籍」